

## 16 適正飼養推進プロジェクト支援規程

平成26年5月9日制定

平成29年11月16日に一部改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本愛玩動物協会（以下「本協会」という。）定款第4条第1項第4号の規定に基づき、本協会の目的の達成に必要な相談会、講習会、講演会、展示会及び研究発表会等の開催（以下「各種プロジェクト」という）の推進を図るため、その費用の支援に関する事項を定める。

(支援対象となる事業)

第2条 愛玩動物の愛護と適正な飼養及び管理に関する公益または本協会の事業の発展に資するプロジェクトを対象とする。

(応募及び資格)

第3条 一般公募及び役員からの推薦による。原則として法人格を有する団体または法人格を有する団体が主たる構成員となっている合議制の団体を対象とする。

(支援金額及び件数)

第4条 支援金の総額及び支援件数は、当該年度の収支状況を勘案し、毎年決定する。

2 支援する費用は、支援対象となる各種プロジェクトの実施に要する費用（物品・労務の提供を含む）の一部とする。

(選考方法及び支援の決定)

第5条 業務執行理事会にて選考の上、理事会の承認を経て決定する。

(支援対象者の義務等)

第6条 支援対象者は、本協会が定める期限までに、本協会からの委託契約を締結するとともに、各種プロジェクト実施報告書及び支援金についての収支報告書を提出する。

2 提出された各種プロジェクト実施報告書は本協会の広報誌やホームページ等で公表する。また各種プロジェクト実施結果を発表する場合、本協会の支援を受けたことを明示する。

(補則)

第7条 応募手続きに関する以外の、選考・審査に関する問い合わせ及び応募書類の返却はしない。

2 支援対象団体の名称及び支援対象プロジェクトと支援金額を公表する。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の議決によって行う。

### 付 則

1. この規程は、平成26年 6 月 1 日から施行する。